

研究活動における不正行為等及び公的研究費の不正使用に係る

相談・通報・告発窓口について

「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」第11条に定める相談窓口、「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」第18条及び「公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程」第11条に定める通報・告発に対応するための窓口及び通報・告発の方法を次のとおりとする。

【相談・通報・告発窓口】

【研究機関内窓口】（相談・通報・告発）

■北九州市立大学 学術振興課

所在地 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

電話 093-964-4463

FAX 093-964-4221

メールアドレス kshien@kitakyu-u.ac.jp

■北九州市立大学 企画管理課

所在地 北九州市若松区ひびきの1番1号

電話 093-695-3311

FAX 093-695-3368

メールアドレス kikaku@kitakyu-u.ac.jp

【研究機関外窓口】（通報・告発）

■北九州市 企画調整局 政策部 企画課

所在地 北九州市小倉北区内1番1号

電話F 093-582-2064

AX 093-582-2176

メールアドレス kikaku-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

【通報・告発の方法】

- 1 通報・告発は、書面（FAX、電子メールを含む）又は電話もしくは面談により受け付ける。
- 2 通報の宛先は、「研究不正防止担当」とする。
 - ・書面による場合
宛先に「研究不正防止担当」と明記（電子メールの場合は表題に明記）。
 - ・電話もしくは面談による場合
「研究不正防止担当」宛の電話もしくは面談である旨を申し出る。
- 3 通報内容は次のとおりとする。
 - （1） 通報・告発者の所属、氏名、連絡先
 - （2） 研究活動における不正行為等及び公的研究費の不正使用を行ったとする研究者等の氏名又はグループ名
 - （3） 不正の具体的な内容
 - （4） 不正とする理由
 - （5） その他（証拠書類の有無など）